

平成27年度事業計画

さかえ保育園

はじめに

法人の理事新体制に移行してから10年が経過し、一定のレベルで安定した運営はなされてきたが、4年ぶりとなる東京都の指導検査においていくつかの改善点が口頭により指摘された。保育過程における保育指針に傾倒する書式から、月間カリキュラム的な書式への意向を示唆された。施設運営内容では書式様式が確立していない点を指摘され、東京都社会福祉協議会から発刊されている書式集の利用を勧められた。会計において物品購入から焼却までの書類の不備を指摘された。それぞれ、書式を改め平成26年度より使用できるよう準備している。

新規事業として訪問型保育事業を開始する。多岐に渡る保育サービスの一環として葛飾区では従来1ヶ所の保育園が当該事業を担ってきたが、葛飾区全体の待機児童数の増大や様々なニーズに対応するために、さかえ保育園でも当該事業に期待を寄せる利用者のために微力ながら活動していくこととする。

別紙年間の予定表に記載されている通りに一年間のスケジュールが組まれているが、例年と幾分変更されている箇所がある。近年、東日本大震災時に流出した放射線への警戒から、親子での収穫を目的とした遠足は春先のビニールハウス栽培のいちご狩りを実施していたが、各地の放射線量の数値が震災前時分まで戻りつつあり、多種多様な遠足を提供することも保育園の事業として重要と考え、春季遠足は児童のみのバス遠足とし、秋の収穫を目的とした親子遠足は芋ほりに変更する。また、10年間続けてきた夏合宿をキャンプと改め実施時期を9月に変更する。冬季の雪合宿はスキー教室とし、水上方面を計画する。

平成27年度移行期限となる新会計への移行作業を平成26年度に計画し執行する。それに伴い、器具・備品の導入が考えられるため、費用予算に計上されている。

設備改修に至っては5ヶ年の計画に基づき概ね修繕は完了した。しかしながら、毎年行われる施設設備検査においては経年劣化した電気製品の交換が必要な場合もあり、予算計上した。

恒常的に続いていた地代賃借料については平成26年6月の支払いを最後に、地上権の変更期間が満了し、支払が停止する。また、この件については昨年度より継続的に弁護士との折衝を行ったが、契約当初の内容が継続するため、全く問題なく地上権変更期間満了に伴う無償貸与の復活がなされるとのことだった。故に経費圧迫していた要因が軽減され今後20年間、地代について無償貸与となる。

新制度については、子ども子育て会議の中で一定の方向が示されてはいるが、当初、想定されていたものよりはるかに低い予算設定がなされている。支出は増大し歳入原資の無

い議論がなされているが、おそらくは歯止めが利かず押し付けられてくることが想定される。管内でも既に認定こども園に変更した幼稚園があるが、運営状況の調査が必要と考えている。

新規園が平成26年度4月より近隣にて運営開始される。地域特性を考えると、過剰な施設供給といわざるを得ない。しかしながら一定のマーケット競合を感じるものの、特性の違いが明らかなため、同一特性の利用者の競合は無いと考えられる。

継続的に上位職員の管理能力向上教育に努め、中堅職員の保育能力、若年保育士への教育指導力の向上を目指し、園内研修のみならず、外部研修にも積極的に参加させる。

各クラス、給食、保健、学童保育クラブの事業計画について下記に記載する。

1 児童処遇

(1) クラス編成

0歳児	つぼみ
1歳児	つくし
2歳児	たんぼぼ
3歳児	すみれ
4歳児	れんげ
5歳児	ゆり

(2) 保育理念

児童憲章第一章「すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。」という理念に基づき、当法人のすべての子ども達を平等に愛し、平等に手をかけ保育し、心身の発達を保障し、常に子どもにとっての最善の利益を考え保育を保障することとする。

(3) 保育方針

- ・自立心を養う
- ・隣にいる子に手を差し伸べることのできる子どもを育てる

(4) 保育目標

強い子

(5) クラス別保育方針

【0歳児】

1. 個々の家庭での育ちを認め、連携を十分にとりながら、健康的な生活リズムを整えていく。
2. 個々の様々な要求に応え、積極的に働きかけることで信頼関係を深め、情緒の安定を図る。
3. 活動意欲が高まるように、安全で快適な環境を整える。
4. 個人差に応じて授乳を行い、離乳食を進めていく中で様々な食べ物・調理形態に慣れ、楽しい雰囲気のもとで食べられるようにする。
5. 指差しや発語などをしっかり受け止め、保育者とのやりとりを楽しみながら、言葉の芽生えを育てていく。
6. 安心できる人的・物的環境のもとで聞く、見る、触れるなどの経験を通して興味や好奇心が芽生えるようにする。

【1歳児】

1. 個々の欲求を十分に受けとめ依存欲求を満たし、情緒の安定を図る。
2. 安心できる保育者との関係のもと、自我の芽生え、自己主張を大切に受け止め、個々に応じた援助をする。
3. 家庭での育児を認めながら共に育ちあう関係を築く。
4. 運動機能、感覚機能を十分に働かせられるような活動を行い、さまざまな体験を通して周りに対する興味を育む。
5. 要求や思いを十分に受けとめることで、言葉や仕草で表現する楽しさや喜びを感じられるようにしていく。
6. 楽器の音色や歌、表現遊びを通して、表現力やリズム感を育てる。
7. 自分で食べようとする意欲を育み、食べる楽しさを共有する。

【2歳児】

1. 食事・排泄・睡眠・着脱などの基本的な生活習慣が身につくように援助する。
2. 一人一人の子どもの欲求を十分に満たし、安心できる関係や環境をつくる。
3. 生活や遊びの中でのルールや決まり事を守り、保育者の話を理解して行動できるように援助する。
4. 戸外や室内にて安全面に十分留意し、感覚や基本的な運動機能の発達を図る。
5. 歌・リズム遊び・絵画・製作など、さまざまな活動を通して、表現を豊かにしていく。
6. 自我の芽生えを大切にしながら、言葉のやりとりや共通の遊びを通して、友達と関わる楽しさを共感するようにしていく。

7. 食育活動を通して、さまざまな食材に興味をもつことや、友達や保育者と一緒に食べる楽しさを味わえるようにする。

【3歳児】

1. 自己主張のぶつかり合いを受け止め、保育者の仲立ちにより相手の立場に気付けるよう言葉掛けを行うとともに、友達と一緒に育ち合う関係を保育者と家庭とで共通理解を行い、援助する。
2. 安全で快適な環境設定の中で、生活や遊びを通して発見や感動する経験を広げて、感性を豊かに育む。
3. 音やリズムに親しみ、友達と一緒にうたうことや表現遊びを行い、表現する楽しさを味わう。
4. 個性を認め合う環境設定の中で、個別の対応を心掛け生活習慣を身に付けていく。
5. 身近な自然や動植物との関わりを通して、子どもたちの発見に共感しながら自然に対する興味、関心を深める。
6. 友達と一緒に運動遊びをする中で順番を守ることの大切さや友達を応援する気持ちを育むとともに身体を動かす楽しさを味わう。
7. 食育活動を通して食材に対する興味を深め、食べる楽しさやマナーを伝えていく。

【4歳児】

1. 保育士との信頼関係の中で、子ども一人一人が主体的に活動し、自分への自信を持てるよう成長の過程を見守り援助する。
2. 安全で清潔な環境設定に留意し、個々の気持ちや考えを受け止め、保育者や友達とともに生活経験をしていく中で情緒の安定を図り、安定した園生活を過ごせるようにする。
3. 自己主張や友達とのぶつかり合いを通して自分の思いを相手に伝え、また相手の考えに気付き理解することで、状況に応じた気持ちのコントロールを図る。
4. さまざまな遊びや運動を経験していく中で生活経験や運動能力の向上を図り、ひとつひとつの成果を喜びや自信につなげていく。
5. 保育者や友達と一緒にひとつの目標に向かって活動することによって、表現することの楽しさや意欲・想像力を育て、のびのびと活動できるようにする。
6. 身近な自然とのかかわりを通して、動植物の育ちやその変化に興味・関心をもち自然の持つ美しさや生命の不思議さなどに気付き感動するよう援助する。
7. 調理保育などの食育活動を通して調理や食材に対する関心を深め友達と一緒に食べる楽しさを感じる中で、正しい食事のマナーや箸の使い方を身につける。

【5歳児】

1. 安全に過ごせる環境設定のもと、友達と共に遊びや活動をする中で社会生活に必要な基本的な生活習慣を身につける。
2. 集団生活の中で自主的に活動し、友達と一緒に同じ目標に向かって物事に組み込むことで達成感や充実感を味わい、友達との協調性を高める。
3. 保育者や友達との話し合いの中で、相手の気持ちを理解し、言葉を通して自分の思いを伝え、伝達や対話の必要性を身につける。
4. さまざまな遊びや運動を通して、集中力、自主性、自立性、協調性を養う。
5. 畑活動・稲作活動・食育活動を通して、食べ物に対する興味・関心を深めるとともに食に対する知識を高めていく。
6. 友達と一緒に歌をうたう、楽器を演奏することを通して音楽に対する親しみを深め、表現する楽しさを共感する。
7. 身近な社会や自然との関わりの中で、社会的ルール・マナーを身につけるとともに、思考力や認識力を高める。
8. 一人一人の成長の過程を的確にまとめ、保育所保育要録を作成し、小学校との連携をはかる。

(6) 給食

保育所に入所する子どもは、0歳から6歳までの年齢差が大きいこと、また、同じ年齢児であっても個人差も大きいことから発育、発達を考慮し「食を営む力の基礎」を培っていかなければならない。

そのこともかんがみ、以下にさかえ保育園給食室の事業計画を立てる。

1. 給食室方針

- ・ しっかり食べる子どもを育てる
- ・ 食べ物に関心の持てる子どもを育てる

さかえ保育園では給食室方針を達成するために、次の食育目標及び内容を示す。

目標

- ① お腹のすくりズムの持てる子ども
- ② 食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ③ 一緒に食べたい人がいる子ども
- ④ 食事づくり、準備にかかわる子ども
- ⑤ 食べものを話題にする子ども

内容

- ・ 食と健康
- ・ 食と人間関係
- ・ 食と文化
- ・ いのちの育ちと食
- ・ 料理と食

栄養指導、三色群の食材の働き、バランスガイド、マナー指導
毎日の給食（食べ物や作ってくれた人への感謝の気持ち）
食材の原形・感触、旬の食材、目で見て食べたくなる食事、
彩り、食事形状、スタイル、行事食、行事の話し
（幼児室に子ども用ひらがなの献立表を掲示）
畑での野菜栽培、田んぼでのお米作り、魚さばき、食材紹介、
調理保育
味覚：甘い、しょっぱい、酸っぱい、苦い、おいしい(基本味)
嗅覚：食材の匂い、焼いた匂い、揚げた匂いなど

これを基に給食年間目標、年間食育活動を作成し、計画、実施、評価を保育士、看護師と会議等で話し合いながら進めていく。

(平成22年3月 厚生労働省 児童福祉施設における食事提供ガイド参考)

3才未満児	470	18	14	220	2.1	250	0.25	0.28	25	3.7	1.8
3才以上児	560	21	18	245	2.2	250	0.32	0.36	32	4.3	2.1

3、食育について

○給食年間目標○

	目標	給食室配慮
4・5月	楽しい雰囲気の中でみんなと一緒に園の食事に慣れる	切り方や味付けを工夫し食べやすい、食べ慣れている献立を中心に進める。 食事マナー指導を行い、正しいマナーを伝えていく。(5月)
6月	マナーに気をつけ、よく噛んで食べる	梅雨の時期に配慮した献立にする。また食育月間の為、マナーに気をつけること、残さず食べると身体が元気になること、良く噛んで食べると虫歯予防になること、食後の歯みがきの大切さを伝えていく。
7・8・9月	暑さに負けずにしっかり食べる	さっぱりした献立や夏や残暑の疲れを回復させる食材を多く取り入れ、食欲がわくようにする。 食事マナー指導を行い、正しいマナーを伝えていく。(9月)
10・11月	バランス良く食べ、丈夫な身体をつくる	秋の味覚を取り入れて食品や料理の幅を広げる。食欲を満たす献立や量を工夫する。
12月	食事することに喜びを感じ、意欲的に食べる	旺盛になった食欲を維持させつつ、食事量に気をつける。
1・2月	好き嫌いせずに食べ、丈夫な身体をつくり、寒い季節を元気に過ごす	体が温まる食材を取り入れ、温かい給食提供に努める。 食事マナー指導を行い、正しいマナーを伝えていく。(1月)

3月	みんなと一緒に楽しく食べる	春らしさを感じる食材や、料理を取り入れる。
----	---------------	-----------------------

給食年間目標と年間食育活動を基本に、給食会議、離乳食会議、幼児部会、乳児部会等を利用して各担任、看護師と連携をとり、その発達段階などを考慮して進めていく。食育は実施したものについては記録を残し、評価を行い、次回に活かしていく。更に、食育がただやるだけにならない様に、各担任と進め方やねらい等を話し合い、より子ども達の意識が高まる様に職員間の意識向上に努めていく。

4、保護者への情報提供、支援

- ・保護者への園便り『給食より』 月間予定献立表を配布（1回／月）
- ・レシピ配布（1回／月）離乳食レシピ（4回／年）
- ・当日の給食の実物展示
- ・バランスガイドの表示
- ・園の食育の取り組みについて紹介
- ・当月の給食の栄養素量（エネルギー・蛋白質・脂質・食塩）等の掲示→献立表に記載
- ・ホームページでの公開
（当月の献立表・園便り『給食より』 調理保育実施予定表など）
- ・給食室前に保護者への情報提供の掲示
（季節の食材、行事、行事食について情報を掲示）
- ・かつしか知っ得メモの掲示
- ・食育実施毎に、保護者へ向けて給食室前に食育内容を掲示
ツイッターにて食育実施の知らせや内容を発信
- ・食材産地の掲示、ツイッターでの発信
- ・食事アンケートで、家庭の食事状況把握、個別相談、対応
- ・ご当地料理についての情報掲示、配布

5、職員との連携計画

<保育士との連携>

- ・毎日の献立の嗜好調査の記入
- ・毎日のクラス別残食調査の記入
- ・個人の残食調査の記入（年4回）
- ・各子どもの成長・体調・食における家庭環境を随時確認
- ・給食会議、離乳食会議（各1回／月）
- ・乳児部会、幼児部会（各2回／月）

- ・食育の打ち合わせ随時
- ・アレルギー対策検討委員会（各1回/月）

<看護師との連携>

- ・子どもの成長・体調を随時確認
- ・子どもの発育・発達の確認
- ・流行病を知る
- ・衛生管理情報の確認

6、アレルギー児への対応

- ・保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（1回/4月）
- ・ご家庭における食物除去の程度 提出（1回/4月）
- ・アレルギー対策検討委員会（1回/月）
- ・アレルギー個別取組みプランを決定し保護者と面談にて確認（1回/月）
- ・保護者へアレルギーで除去し、補えない栄養素などを栄養指導

7、離乳食について

目標 自ら食べようとする子ども

内容（咀嚼・形態、味覚の経験、手づかみ食べ、食器具の練習、彩り・バランスなど

※個々の発達段階に応じて進めていく。）

※主な進め方については離乳食のしおり参照

- ・離乳食面談実施（保護者、栄養士、保育士）
- ・連絡帳や保護者、保育士からの子どもの家庭での食事確認
- ・毎日の子どもの嗜好調査
- ・離乳食会議実施（栄養士、保育士、看護師）

8、衛生管理について

（別添えの給食室マニュアル参照）

9、給食室施設の設備について

（別添えの給食室施設の使用マニュアル設備参照）

10、災害時の給食について

（別添えの給食室災害時献立参照）

(7) 保健

子ども一人一人の発育の個人差（個性）を考慮しながら、健康な生活習慣を身につけ、豊かな成長が遂げられるように、積極的に取り組む。

1. 日常養護・健康管理

<健康状態の観察>

(1) 朝の受入れ時、丁寧に観察する。

- 顔 顔色・表情・活気・眼脂・眼球充血・鼻汁
- その他 機嫌・爪の長さ・熱・皮膚の色・排便状況・食欲
- ① 保育者の目で観察するが、保護者からの子どもの食欲、睡眠、便、外傷など聞き取りして子どもの身体に直接触れたりしてよく診る。
- ② 受入れ表や連絡や連絡帳から家庭での健康状況の情報を得る。

(2) 保育中の観察は以下の項目を参考に継続して行う。

- 全身 発熱・顔色・表情・活気・四肢運動・歩行状況
- 目 眼脂・充血・視力障害
- 鼻 鼻汁・鼻閉・鼻汁性状
- 耳 難聴・外傷・浸出液
- 口 口内炎・齶口瘡・咽頭発赤・嚥下痛
- 胸部 咳嗽・喘鳴・呼吸音
- 腹部 嘔気・嘔吐・排泄状況・蠕動音
- 気づいた症状や受診の依頼は連絡帳や、あるいは口頭にて保護者に看護師または保育士から伝達し対応する

<子どもの健康診断>

・乳児健診

対象 0、1、2才児クラス園児のみ

日時 毎月第3木曜日 14時～（嘱宅医の都合により変更あり）

場所 各クラス

・全園児健診

対象 全園児

日時 4月、10月 第3木曜日 13:45～

場所 各クラス

～嘱託医～ 猿町中央医院 鈴木 清孝先生

葛飾区水元2-7-4 03(3600)7002

・歯科健診

年2回、嘱託医の来園にて歯科健診実施。

対象 全園児

日時 5～6月、10～11月 木曜日9時～(嘱託医により変更あり)
～嘱託医～ マコト歯科医院 中山 一先生
葛飾区東水元2-4-1 03(3607)6207

<子どもの身体測定>

- 0歳児・・・月2回(2週に1回)
 - 1～5歳児・・・月1回
- *4月・10月の身体測定時、同時に頭囲・胸囲も測定する(全園児)

<保健部会>

乳児・幼児部会に取り入れて行う。

- 目的 主に、看護師と保育士・栄養士の保健に関する情報交換の場とする
- 日時 毎週月曜日 (13時30分～14時15分まで)
- 参加者 乳児・幼児各担任、看護師、栄養士

※参加の出来なかった職員には職員会議でフィードバック

2. 病気の予防と事故防止

<保健行事>

<保健指導>

	行事	園児対応	職員対応
4月	保護者説明会 全園児健康診断 乳児健診・身体測定・職員細菌検査(毎月)	歯磨き:ゆり・れんげ組 *タイマー使用にての1分 歯磨き継続	治癒証明書・登園届について 痙攣時・嘔吐時・アレルギー 反応発生時の対応について
5月	歯科健診 ぎょう虫卵検査	歯磨き指導:すみれ組はその後1分歯磨き参加	外傷・打撲について
6月		手洗い	予防接種について
7月			熱中症・痙攣について
8月		咀嚼について (よく噛むことの必要性)	
9月			誤飲・口腔内のケガ
10月	頭囲・胸囲含む身体測定 全園児健康診断	歯磨き	冬の感染症について
11月	歯科健診	風邪予防 (うがい、手洗いを含む)	感染性胃腸炎について

12月			インフルエンザについて
1月		生活リズムについて (早寝早起きをしよう)	骨折・やけどについて
2月			ショック・その他
3月	新入園児健康診断		

<予防接種について>

5歳児保護者に小学校入学前の3/3 1までにMR 2期（麻疹、風疹混合ワクチン）の予防接種を勧める掲示を行う

<職員の健康管理について>

職員の健康管理は自らの健康を守ると同時に、園児の健康を守るために必要である。

(1) 健康診断について

年1回の職員健康診断の実施。

① 健康診断の結果、医療上・就労上問題がある場合は、適切な助言や指導を行う

② 結果は、年度毎に保存し管理する

(2) 職員細菌検査について

毎月原則第1水曜日に提出してもらい、立川臨床医学研究所に検体を提出する。中途採用の職員に関しては、内定時点で検体容器を渡し、提出してもらう。

結果は郵送で送られてくるため、保存し管理する。

3. 安全と事故防止

<事故予防のための取り組み>

園内及び園外活動の中で、安全に園生活を送ることのできるよう、事故防止と事故発生時の処置を心得ておき、事故発生時は迅速に対応できるようにする。

[1] 怪我・事故防止について

- ① 緊急時の連絡方法を確認する
- ② 緊急時の対応方法を全職員が習得・理解する
- ③ 生活の中の子供達の活動範囲の把握
- ④ 園生活の中の子供への安全指導と事故予測能力の習得
- ⑤ 事故経過記録と事故簿の作成
- ⑥ 職員は事故防止・対策の必要性を常に認識する

[2] 事故発生時の対応

- ① 事故発生時、担任が園長、副園長、看護師へ状況を報告する（子どもを動かさないで
ついている）

- ② 処置を行いながら家庭に連絡、親がすぐに来られる場合は一緒に受診する。(保険証を持参してもらう。親の希望する医者が近くであれば受診する)
- ③ 親がすぐに来られない場合は連絡時に、状況を報告し担任または看護師で受診する。特殊なケースの場合は嘱託医、子育て支援課保育相談係へ報告する。
- ④ 特殊なケースの場合は嘱託医、子育て支援課保育相談係へ報告する。
- ⑤ どうしても医療機関と連絡がとれない場合は、園医へ相談するか、傷の程度によっては救急車を利用する。
- ⑥ また、事故が起きた場合は事故の現場で担当した保育士、もしくは看護師が事故記録表を記入し、以降同様な事故の発生しないように、対策を検討する。

<事故記録表>

内容には以下の項目が含まれている。

発生年月日・児童名・クラス名・担当保育士名・発生場所・発生時・損傷部位・傷病名・医療機関名・医師の指示・事故発生の状況と原因・処置内容・保護者への連絡経過及び対応・保護者からの意見・事故後の経過・通院状況・事故発生の原因及び反省・再発防止の対策

4. 環境衛生

- 葛飾区サーベイランスによる伝染病の流行状況の発信
- 薬品の期限管理（お散歩リュック内、保健室）

(8) 職員

(1) 職員会議

・職員全体会議	年間	12回
・管理者会議	毎月	12回
・月案討議	毎月	12回
・乳児部会	毎月	2回
・幼児部会	毎月	2回
・給食部会	毎月	2回
・保健部会	毎月	4回

(2) 健康管理

年1回 全職員健康診断

(3) 研修計画

・園内研修	年間 12回
・新人研修	新人参加
・リーダー研修	年間 3回
・私立保育園連盟主催研修	年間 4回
・幼児保育研修	年1回以上
・乳児保育研修	年1回以上
・障害児保育研修	年1回以上
・食育研修	年1回以上
・アレルギー対応研修	年1回以上
・衛生管理研修	年1回以上
・葛飾区保育課研修	年間 4回

(5) 保護者にむけて

保育への理解と協力の促進

[1] 保育参加

保育参加は年間を通し自由とし、保護者の参加を受け入れる。運動会、親子遠足、発表会の参加は参観に充てる。

[2] 保護者会

年3回を予定し、各クラス毎に懇談する。

[3] お知らせ

- | | |
|-----------------|--------|
| ・園だより、保健だより、献立表 | 年間 12回 |
| ・クラスだより | 各クラス数回 |